

令和 8 年度

清流の国ぎふ大学生等奨学金応募基準

岐阜県総合企画部地域振興課

# 清流の国ぎふ大学生等奨学金応募基準

## 【総則】

本書では、「清流の国ぎふ大学生等奨学金」（以下、「奨学金」と言う。）の貸与申請の応募基準を示すものであり、条例・規則・要綱を補うものとする。

### 1. 選考方針

県内の高等学校等（学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校の高等部及び同法第125条第1項に規定する専修学校の高等課程であって修業年限が3年以上のもの）を卒業又は高等専門学校（同法第1条に規定する高等専門学校）の第3学年の課程を修了し、県外に住所を有しかつ県外の大学（専攻科、別科及び大学院を除き、短大を含む。）及び高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る）並びに専修学校（専門課程に限る）に在学する学生で、将来、岐阜県で活躍する意思があり、学業が優秀かつ経済的理由により修学が困難と認められる者を選考する。

### 2. 応募基準

次の各号のいずれにも該当する場合、貸与申請（新規・継続）を行うことができる。

- (1) 県内の高等学校等（学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校の高等部及び同法第125条第1項に規定する専修学校の高等課程であって修業年限が3年以上のもの）を卒業又は高等専門学校（同法第1条に規定する高等専門学校）の第3学年の課程を修了していること。
- (2) 県外に住所を有し、かつ、県外の大学等に在学していること。
- (3) 貸与申請をする時に三親等内の親族で成年者であるもののいずれか又は連帯保証人が県内に住所を有していること。
- (4) 大学等を卒業した後に、県内で就業する意思があると認められること。
- (5) 学業成績が優秀であり、以下の基準に該当すること

■ 下記に示す対象期間における学習成績の評定を全履修科目について平均した値が、下記の基準に該当する者であること。

新規貸与申請時の在学年次	応募基準となる成績の対象期間	評定平均値
大学1年生	高校1年生～高校3年生	3.0以上
大学2年生	高校1年生～大学1年生	高校3.0以上かつ 大学 可以上
大学3年生	大学1年生～大学2年生	可以上
大学4年生	大学1年生～大学3年生	可以上

大学5年生(医学生等)	大学1年生～大学4年生	可以上
大学6年生(医学生等)	大学1年生～大学5年生	可以上
高等専門学校4年生	高等専門学校1年生～3年生	可以上
高等専門学校5年生	高等専門学校1年生～4年生	可以上
専修学校(専門課程)1年生	高校1年生～高校3年生 又は 専修学校(高等課程)1年生～3年生	3.0以上
専修学校(専門課程)2年生	高校1年生～専修学校(専門課程)1年 又は 専修学校(高等課程)1年生～専修学校(専門課程)1年	高校又は専修学校(高等課程)3.0以上 かつ 専修学校(専門課程)可以上
専修学校(専門課程)3年生以上	専修学校(専門課程)1年生～申請時 に在学する学年の前年の学年  (例) 専門課程4年生の場合は、 専門課程1年生～3年生まで	可以上

(6) 経済的理由により修学が困難であり、生計を維持する者(※)の貸与算定基準額が246,200円以下であること。

#### 【算定方法】

◆「貸与額算定基準額」は、次の計算式により算出します。(100円未満は切り捨て)

$$\text{貸与額算定基準額} = \frac{\text{課税標準額} \times 6\% - (\text{市町村民税調整額控除})}{\text{多子控除} - (\text{ひとり親控除}) - (\text{私立自宅外控除})}$$

※内は生計を維持する者の人数分の計算結果を合算します。

- ・貸与額算定基準額：市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式に関わらず、貸与額算定基準額は0円とします。
- ・市町村民税調整控除：政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、3/4を乗じた額となります。
- ・多子控除：主たる家計支持者が2人を超える子どもを扶養している場合は、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。扶養している子どもの人数は、「所得課税証明書」又は申請書記載人数のうち小さい方を適用します。
- ・ひとり親控除：ひとり親世帯に該当する場合に40,000円控除します。
- ・私立自宅外控除：申請者が私立の大学等に在籍する場合に22,000円控除します。

#### 【課税標準額及び市町村民税調整控除額の確認方法】

①市・県民税 所得・課税証明書

※自治体によっては、市町村民税調整控除額の補足証明に発行手数料が生じる場合があります。

②マイナポータル内「わたしの情報」

※マイナンバーカードをお持ちの方のみ

(※) 生計を維持する者とは、原則申請者の父母（父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父母等）となります。なお、以下の場合も参考に生計を維持する人を確認してください。

世帯の状況	生計を維持するもの
父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居している父又は母（1名） ※上記の場合、事実関係を証明する書類を求めることがあります。 ※申請者と別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は父母2名とします。
父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）
父母と死別し、親族から支援を受けている	主に支援をしている親族（1名）

- ・ 生計を維持する者が父母以外の場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。
- ・ 父母が無職無収入であっても、生計を維持する者として申告が必要です。